

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド  
共和国政府との間の協定の説明書

外  
務  
省

目次

|   |               |   |
|---|---------------|---|
| 一 | 概説            | 一 |
| 1 | 協定の成立経緯       | 一 |
| 2 | 協定締結の意義       | 一 |
| 二 | 協定の主要内容       | 一 |
| 三 | 協定の実施のための国内措置 | 八 |



## 一 概説

### 1 協定の成立経緯

インド共和国では、二千二十二年には世界一（約十四億人）となる人口増加と経済成長が当面は見込まれており、これらを支えるための高い電力需要が存在する。インド共和国は、この高い電力需要を満たすべく、二千五十年までに総電力供給の二十五パーセントを原子力発電とすることを目指しており、高い原子力技術を有する我が国との民生用原子力分野での協力を強く希望している。このように、今後、インド共和国と我が国との間で原子力関連資機材及び技術の移転が増加することが予想されたことから、平成二十二年（二千十年）六月、両政府間で原子力協定の締結に向けた交渉を開始し、平成二十七年（二千十五年）十二月の首脳会談において、両国の首脳はこの協定の重要な要素について政治的に合意に達した。その後、この協定の案文につき最終的な合意をみるに至ったので、平成二十八年（二千十六年）十一月十一日に東京において、日本側在インド共和国平松大使とインド側ジャイシヤンカル外務次官との間でこの協定の署名が行われた。

### 2 協定締結の意義

この協定の締結により、両国の間で長期間にわたって安定的に核物質、原子力関連資機材及び技術を移転することが可能となり、また、これらの平和的利用が法的に確保されることから、この協定を締結することは極めて有意義である。

## 二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文十七箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成っており、その主要内容は次のとおりである。

1 この協定上、「認められた者」、「核物質」、「核物質ではない資材」、「設備」、「技術」、「開発」、「生産」、「使用」、「技術に基づく設備」及び「回収され又は副産物として生産された核物質」は、それぞれ定義された意義を有する。（第一条）

2 (1) 平和的非爆発目的のための原子力の利用における両締約国政府の間の協力は、この協定の規定に従うものとする。各締約国政府は、適用のある条約及びそれぞれの国において効力を有する法令に従って、誠実に、かつ、国際法の原則に従ってこの協定を実施する。（第二条1）

(2) この協定の下での協力は、専門家の交換、いずれか一方の締約国政府が国家安全保障上の理由により秘密として指定する情報以外の情報の交換、核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。(第二条2)

(3) (2)の協力は、原子炉の設計、建設、運転のための補助的役務、保守活動及び廃止措置並びにこれらの活動のうち核燃料サイクルの全ての側面に関連するもの、原子力の安全に係る事項、原子力の平和的利用の分野における科学上及び技術上の協力、放射性同位元素及び放射線の研究及び応用、核セキュリティに係る事項における経験の共有等の分野において行うことができる。(第二条3)

(4) (2)及び(3)の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び核物質ではない資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定がこれらの移転を可能にするように改正された場合に限り、この協定の下で移転することができる。(第二条4)

(5) 専門家の交換が行われる場合には、両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令に従い、これらの専門家の入国及び滞在を容易にすることができる。(第二条5)

3 (1) この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。(第三条1)

(2) この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。(第三条2)

4 (1) この協定の下での協力は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の関係する協定に従って両国について適用される同機関の保障措置が適用されていることを要件として行う。(第四条1)

(2) この協定に基づいて移転された核物質等は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の協定に従って適用される同機関の保障措置の適用を常に受ける。(第四条2)

(3) 国際原子力機関が(2)の規定の下で必要とされる同機関の保障措置の適用が可能でないと決定した場合には、両締約国政府は、適当な検証のための措置について協議し、及び合意する。(第四条3)

- 5 (1) 各締約国政府は、この協定に基づいて移転された全ての核物質等についての計量管理制度を維持する。(第五条1)
- (2) 両締約国政府は、この協定の規定を実施し、及び運用するため、相互の合意により、適当な当局を通じ、この協定の適用を受ける核物質及び核物質ではない資材であつて国際原子力機関の保障措置の下にあるものに関する情報、この協定の適用を受ける設備及び技術に関する情報並びにその他の関連する情報を交換する。(第五条2)
- 6 両締約国政府は、双方が当事国である原子力の安全に関連する国際条約に基づく義務を再確認する。(第六条)
- 7 (1) 各締約国政府は、自国の管轄内において使用中、貯蔵中若しくは輸送中であるか又は国際輸送中であるかを問わず、自国において効力を有する法令及び関係する国際条約、特に、核物質及び原子力施設の防護に関する条約に従い、この協定に基づいて移転された核物質等の防護を確実にするための適切な措置がとられることを確保する。(第七条1)
- (2) 防護の措置の実施に当たり、各締約国政府は、国際原子力機関の文書 I N F C I R C - 二二五 - Rev・四中の勧告を指針とする。これらの勧告のいかなる改正も、一方の締約国政府が当該改正を指針とする旨の決定を他方の締約国政府に対して書面により通告した後にのみ、当該一方の締約国政府について効果を有する。(第七条2)
- (3) 両締約国政府は、この協定の適用を受けるプルトニウム及びウラン二三三(照射を受けた燃料要素に含まれるプルトニウム及びウラン二三三を除く。)並びに高濃縮ウランが貯蔵されている施設の一覧表を毎年交換する。各締約国政府は、他方の締約国政府に対して書面によつて通告し、書面による確認を受領することにより、自国の一覧表を変更することができる。(第七条3)
- 8 (1) 両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する関係法令に従い、この協定の下での協力に基づいて得られた情報及び技術が許可なしに使用され、又は開示される危険から適切かつ効果的に保護されることを確保する。(第八条1)
- (2) 両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じた知的財産及び当該協力に基づいて移転された技術の適切かつ効果的な保護を、双方が当事国である知的財産に関連する適用のある国際協定及びそれぞれの国において効力を有する関係法令に従つて確保する。(第八条2)
- 9 (1) 両締約国政府は、一方の締約国政府又はその認められた者が最終使用者として予定されるこの協定の適用を受ける品目に関する取引であつて、両締約国政府の間又はそれぞれの認められた者の間で行われるもの及び適当な場合には他方の締約国政府又はその

認められた者と第三者との間で行われるものを容易にするような状態で、この協定を実施する。(第九条1)

- (2) 締約国政府は、商業上の利益を確保するために又は他方の締約国政府の商業上の関係を妨害するためにこの協定の規定を利用してはならない。(第九条2)

- 10 この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。(第十条)

- 11 (1) この協定に基づいて移転されたウラン等は、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二十パーセント未満である範囲で濃縮することができる。同位元素ウランの濃縮度が二十パーセント以上になる濃縮は、供給締約国政府の書面による同意が得られた場合に限り行うことができる。(第十一条1)

- (2) この協定に基づいて移転された核物質等は、この協定の附属書Bの規定に従い、インド共和国の管轄内において再処理することができる。(第十一条2)

- (3) (2)の規定は、民生用の原子力施設への保障措施の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定が効力を有していること等を条件として適用する。(第十一条3)

- 12 (1) 第二条に規定する核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転に関する協力については、この協定の規定に従って実施するものとし、両締約国政府又は各締約国政府の認められた者の間の特定の書面による取決め（形式のいかんを問わない。）によって実施することができる。当該取決めは、科学及び技術に係る交流に関するもの又は各締約国政府の認められた者により署名された覚書若しくは契約の形態をとることができる。(第十二条1)

- (2) この協定の規定に基づく核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の移転は、両締約国政府の間で直接に又は各締約国政府の認められた者を通じて行うことができる。直接であると第三国を経由してであるとを問わず、そのように移転される核物質等は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質等の移転に先立ち、移転される当該核物質等がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が

受領締約国政府の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。(第十二条2)

- (3) この協定の規定に基づいて移転された核物質等は、第十条の規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。(第十二条3)

- (4) この協定に基づいて移転された核物質等であつて、各締約国政府の国際原子力機関との保障措置協定に適合するものの特定に当たり、代替可能性の原則、構成比率による比例の原則及び同等性の原則を適用することができる。(第十二条4)

- 13 (1) 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定の下での協力を促進するため、この協定の実施(技術的な問題を含む。)等の事項について、外交上の経路又は他の協議の場を通じて相互に協議することができる。(第十三条1)

- (2) 両締約国政府の代表者は、いずれか一方の締約国政府の要請により、この協定の適用から生ずる事項について協議するために会合する。このため、両締約国政府は、合同委員会を設置する。合同委員会は、両締約国政府によつて指定された代表者により構成され、双方にとつて適当な日に会合することができる。(1)に規定する技術的な問題を協議するため、合同委員会の下に合同技術作業部会を設置することができる。(第十三条2)

- (3) 各締約国政府は、第二条の規定に基づく協力に影響を及ぼす行動を避けるよう努める。(第十三条3)

- (4) この協定の解釈又は適用に関して両締約国政府の間に紛争が生じた場合には、両締約国政府は、交渉又は両締約国政府によつて合意されるその他の方法により当該紛争を解決するよう努める。(第十三条4)

- (5) 今後の商業上の契約の解釈、実施又は履行に関する紛争については、当該商業上の契約に定める規定に従つて取り扱う。(第十三条5)

- 14 (1) 各締約国政府は、この協定の有効期間の満了前に、他の締約国政府に対して一年前に書面による通告を行うことによりこの協定を終了させる権利を有する。終了の通告を行う締約国政府は、終了を求める理由を示す。この協定は、当該書面による通告の日から一年で終了する。ただし、両締約国政府が別段の合意をする場合等には、この限りでない。(第十四条1)

- (2) 両締約国政府は、この協定が(1)の規定に基づいて終了する前に、関連する状況に考慮を払い、かつ、終了を求める締約国政府が示した理由を取り扱うために速やかに協議する。この協定の終了を求める締約国政府は、未解決の問題について相互に受け入れる

ことができる解決が得られなかった旨又は協議により解決することができない旨を当該締約国政府が決定する場合には、この協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止する権利を有する。両締約国政府は、この協定の終了等をもたらし得る状況について慎重な考慮を払う。両締約国政府は、更に、この協定の終了等をもたらし得る状況が、安全保障上の環境の変化についての一方の締約国政府の重大な懸念から、又は国家安全保障に影響を及ぼすおそれのある他の国による同様の行為への対応として、生じたものであるか否かについて考慮を払うことを合意する。（第十四条2）

(3) 終了を求める締約国政府がその理由としてこの協定の違反を示す場合には、両締約国政府は、行動が意図せずに生じたものであるか否か及び当該違反が重大であると認められるものであるか否かについて考慮を払う。いかなる違反も、条約法に関するウィーン条約における重大な違反の定義に相当する場合でない限り、重大なものであるとみなすことはできない。終了を求める締約国政府がその理由として国際原子力機関との保障措置協定の違反を示す場合には、同機関の理事会が違反の認定を行ったか否かが重要な要素の一つである。（第十四条3）

(4) この協定の下での協力の停止の後に、締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。返還を要求する締約国政府の書面による通告については、この協定が終了する日以前に他方の締約国政府に送付する。当該通告には、締約国政府が返還を要求する品目の記載を含む。第十七条3に規定する場合を除くほか、この協定に定めるその他の全ての法的義務は、この協定の終了の時に、各締約国政府の領域内にあるこの協定の適用を受けている核物質等について適用されなくなる。（第十四条4）

(5) 両締約国政府は、(4)の規定に基づいて返還を要求する権利を行使することが両締約国政府の關係に重大な影響を及ぼすことを認識する。いずれか一方の締約国政府が当該権利を行使することを求める場合には、当該一方の締約国政府は、(4)に規定するこの協定に基づいて移転された核物質等の他方の締約国政府の領域又は管理からの移動に先立ち、当該他方の締約国政府と協議を行う。その協議においては、エネルギー安全保障を達成する方法としての平和的目的のための原子力の利用可能性に関し、関係締約国政府の原子炉の継続した運転の重要性に特に考慮を払う。両締約国政府は、この協定の終了が、この協定の下で開始された実施中の契約及び事業であって各締約国政府の原子力計画にとって重要なものに及ぼす潜在的な悪影響に考慮を払う。（第十四条5）

(6) いずれか一方の締約国政府が(4)の規定に基づいて返還を要求する場合には、当該一方の締約国政府は、返還されることとなる品目を他方の締約国政府の領域又は管理から移動させるに先立ち、当該他方の締約国政府に対し、それらの公正な市場価額及び当該移動のために生じた費用について速やかに補償する。両締約国政府は、当該返還のための方法及び手続、返還されることとなる品目の数量並びに返還を要求する締約国政府が支払うべき補償の額について合意する。(第十四条6)

(7) この協定に基づいて移転された核物質等の返還に先立ち、両締約国政府は、それぞれの国において効力を有する法令に従って十分な安全、放射線防護及び核物質防護のための措置が確保されていること並びに当該返還に係る移転がいずれの締約国政府、返還されることとなる品目が通過する国及び地球環境へ不当な危険を与えず、かつ、現行の国際的な規則に従っていることを確認する。(第十四条7)

(8) (4)の規定に基づいて返還を要求する締約国政府は、当該返還のための時期、方法及び手続が(5)から(7)までの規定に従うことを確保する。この点に関して、両締約国政府間の協議は、インド共和国が同国への燃料の信頼性のある供給に関して民生用の原子力協力を行う他の主体との間で有する約束及び了解に考慮を払う。(第十四条8)

(9) 第十一条の規定に基づく再処理は、この協定の附属書Bに規定する施設におけるこの協定の適用を受ける核物質の再処理の継続が自国の国家安全保障に対する重大な脅威を生じさせるおそれがある等とすれば一方の締約国政府が判断する場合に限られる例外的な状況において、いずれか一方の締約国政府により停止される。停止のための決定は、当該例外的な状況に関する再処理施設に適用され、かつ、当該状況に対処するために必要とされる最小限の範囲及び最小限の期間に限られるものとし、三箇月を超えない期間とする(ただし、当該停止を行う締約国政府が他方の締約国政府に対して書面によって提出する特定の理由のために延長される場合を除く)。そのような決定については、原子炉の継続的な運転への当該停止による影響、当該停止によるインドの経済への損失の可能性及び当該停止によるエネルギー安全保障への影響に考慮を払う。当該停止が六箇月の期間を超える場合には、両締約国政府は、発電の中断がインドの経済に及ぼす悪影響についての補償及び契約上の義務の中断を理由とする損失についての補償につき協議する。(第十四条9)

15 この協定のいかなる規定も、両締約国政府が生産し、取得し、又は開発した核物質等であってこの協定の下での協力の適用範囲外

であるものについて適用される両締約国政府の権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならない。（第十五条）

- 16 (1) この協定は、両締約国政府の書面による合意によっていつでも改正することができる。この協定の改正は、それぞれの国内手続に従い、各締約国政府によって承認されるものとする。各締約国政府は、これらの手続の完了を他方の締約国政府に通告する。改正は、その通告のいずれか遅い方が受領された日に効力を生ずる。（第十六条1）

- (2) この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、外交上の公文の交換による両締約国政府の書面による合意によって修正することができる。（第十六条2）

- 17 (1) この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。（第十七条1）

- (2) この協定は、四十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に十年間ずつ延長されるものとする。（第十七条2）

- (3) この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第三条、第四条、第五条1、第六条、第七条、第十条、第十一条、第十二条3、第十三条及び第十四条の規定は、引き続き効力を有する。（第十七条3）

- 18 附属書Aは核物質ではない資材及び設備とされるものを、また、附属書Bはインド共和国の管轄内にあるこの協定に基づいて移転された核物質等の再処理の条件をそれぞれ定めている。

- 19 この協定に関連し、この協定の規定の実施等に関する日本国とインド共和国の見解を記すとともに、これが両国の見解の正確な反映であることが了解されることを規定した見解及び了解に関する公文が作成されている。

### 三 協定の実施のための国内措置

この協定を実施するための新たな立法措置及び予算措置は、必要としない。